

参議院選挙制度改革に対する都道府県単位の制度を  
堅持することを求める意見書

参議院の「一票の格差」是正に向けて選挙制度改革を検討する「選挙制度協議会」の会合が4月25日に開かれ、その中で脇座長は、人口の少ない県を隣県と合区する案を提示された。

最高裁判所が違憲状態とした一票の格差を是正しなければならないことは当然であるが、最高裁判決が参議院の格差のない比例票や半数改選などの特色を考慮せず、機械的に格差2倍以内に収めることを求めているとは一概には言えない。

脇座長案では、佐賀県選挙区は福岡県選挙区と合区し、定数自体は維持する案となっているが、福岡県の人口は佐賀県の6倍で、佐賀県から代表を参議院に送ることが極めて困難なことは明白である。

人口の少ない県こそ政治の力が必要であり、加えて、一票の格差問題は人口を基に論じられているが、一票の価値は、実際に投票された数を基準に考慮すべきとの考え方もある。

参議院においては、都道府県単位を極力維持するなど地方の声が国政に届く選挙制度となるよう慎重に議論されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

佐賀県唐津市議会

衆 議 院 議 長 伊 吹 文 明 様  
参 議 院 議 長 山 崎 正 昭 様  
内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様